第

2704

무

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 1月 20日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 相続財産から控除できるもの

Q:先日、私の父が亡くなりました。葬儀にかかった葬式費用やお寺に支払った費用、初七日の法要費用などは、すべて相続財産から控除できますか。

♠:葬儀にかかった費用でも、相続財産から控除できる費用とできない費用があります。
【解説】

相続税は、相続又は遺贈により取得した財産の価額から債務及び葬式費用を控除して計算しますが、葬儀にかかった費用すべてが葬式費用として控除できるわけではありません。 葬式費用として相続財産から控除できるものは、次のようなものです。

- ① 葬式や納骨などに要した費用 (本葬式費 用、仮葬式費用など)
- ② 葬式に際し、お寺などに支払った読経料 やお布施などの費用
- ③ 葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴 うものとして認められるもの
- ④ 死体の捜索、死体や遺骨の運搬費用 次のような費用は、葬式に関連した費用です が、葬式費用として控除することはできません。
- ① 香典返戻費用
- ② 墓碑及び墓地の買入費並びに墓地の借入料
- ③ 法会に要する費用(初七日その他の法要費用)
- ④ 医学上又は裁判上の特別の処置に要した 費用(遺体解剖費用など)

なお、国内に住所を有しない相続人については、葬式費用を負担してもこれを控除する ことはできません。







